

〔議案第3号〕

平成26年度事業計画（案）の承認に関する件

平成26年度の奈良県司法書士会事業計画（案）を次のとおり定めます。

平成26年5月17日

奈良県司法書士会

会長 工藤 吾郎

事業計画（案）

第1．総務部門関連事業

（1）規則等の検討・整備

規則や規程等について整備すべく見直し検討を行ってまいります。

（2）会館における会員の利便性への改善

研修事業や相談事業等の拠点として、会員の皆様がより利用しやすい会館づくりを進めてまいります。

（3）非司法書士対策

総務部・非司法書士対策委員会を中心に非司法書士行為を排除するための対策を行います。

（4）その他

- ① 苦情、懲戒請求、紛議調停申立への対応、新入会員の登録事務等につき適切に行ってまいります。
- ② 法改正への対応を検討いたします。
- ③ 日司連・近司連と連携した活動を行います。
- ④ 奈良県専門士業連絡協議会の活動を行います。
- ⑤ その他の関係機関との連携を行います。

第2．企画部門関連事業

本年度は、司法書士やその業務及び本会の活動を積極的に広報する取り組みについて一層推進していきたいと考えています。まず、相談会活動については、市町村広報誌による告知が為されている市町村と為されていない市町村とが存在するため、相談会を行っている全市町村において、その広報誌誌上で紹介がされ、相談者の増加に寄与するべく努めたいと考えています。

業務に関連した告知については、商業登記に関して、本年度は会社法施行により取締役任期を10年と変更した譲渡制限会社においても役員変更登記が必要となる時期にさしかかります。これについては自覚的でない会社も多いはずであり、そのような会社については登記懈怠の危険性が高いことが想定されます。そのため、変更登記が必要となる時期にさしかかっていることの周知を行い、併せて非司行為の散見される現状に鑑みて、登記を司法書士に依頼すべき点も周知を行いたいと考えています。

所謂規則31条業務に関しましては、業務分野拡大に関する事案であり、積極的に広報を行っていきたい所ではございますが、日司連でも31条業務検討委員会を設置して日が浅い段階であり、先行して広報を行うには一定のリスクを伴うものと考えています。とはいえ、内部で研修を行いながら、どのような形で告知を行っていくべきか検討を重ねて行く予定です。

法教育活動にも力を入れていきたいと考えています。法教育自体の意義もさることながら、依頼校は一学年全体での開催を依頼されるケースが多く、そのような場合は、数百人単位の生徒及びその保護者、教育関係者に対して我々の存在をPRする機会を得ることとなります。これにメディアによる報道を加えれば大きな広報効果が得られる点につきご理解頂きたいと思います。

図書の整備も大きな課題です。県内には広く会員が存在し、県北部の会館に図書の整備が必要かという議論もありますが、個人ではなかなか購入に至らないものの高い評価を得ている業務関連書籍は存在するわけであり、それが会館に整備されることには少なからぬ意義があると考えます。そのため、ある程度計画的逐次的に基本的な書籍を揃えていきたいと考えています。

以下に、広報・研修・市民支援の各部門別の事業計画を掲載致します。

1. 広報事業

(1) 市町村広報の活用

相談会やイベントの告知について、広く一般の方が目にする市政だより等への掲載依頼を本年度も引き続き行う。

(2) ホームページについて

一般の方が、アクセスした場合に本会に興味を持って貰えるような充実したコンテンツや内容にする。法教育委員会が行っている法律教室の紹介、各種相談会等の申込み予約が、ホームページ上から出来るように検討を進める。

(3) タウンページについて

インターネットの利用が苦手な方向けにタウンページへ引き続き広告を掲載する。

(4) TV・ラジオを利用したCM広報について

本会単独でなく、近司連を契約主体とした関西キー局のTV・ラジオを使ったCMを本年度も継続して行う。

(5) プレスリリースについて

各種相談会だけでなく、法教育委員会が行っている法律教室、一日司法書士等のイベントについても、一般市民の方々に司法書士の活動を知ってもらうために行う。

(6) ポスター・チラシ・パンフレットを利用した広報について

広く一般の方々に当会及び司法書士の業務内容を知って頂くために、例年同様、各種相談会についてポスター・チラシ・パンフレットを作成し、配布する。

(7) 「一日司法書士」について

8月3日が司法書士の日であることを、一般社会に浸透すべく広報活動の一環として本年度も「高校生のための一日司法書士体験」を実施する。

(8) 会報について

本会の活動内容を記録として残す為、また、本会の活動内容を関係諸団体、一般の方々に知って頂くことを目的に本年度も作成する。

(9) 内部広報について

執行部からの連絡事項や情報を会員に届けることを目的に、従来の会員通信とは違ったものを定期的に発行するよう検討する。

(10) イメージキャラクターを使った広報について

前年度、公募により決定したイメージキャラクターをパンフレットやチラシ・ホームページ上で利用しやすい素材にし、一般の方々に親しみやすいものとして広報を行っていく予定である。

2. 研修事業

(1) 会員研修事業

本年度も継続し、会員の皆様方より頂戴したアンケート結果から前年度に開催しきれなかったテーマの研修会を開催したいと考えております。

また、日司連から講師派遣を受けられる研修については、予算内でできるだけ多く開催したいと考えております。

裁判所・法務局・税務署などから職員をお迎えしての研修会も継続して開催できればと考えております。

(2) 単体会独自の新人研修

本年度も引き続き実施していく予定です。

会員の皆様方には、講師をご依頼させていただくことになるかもしれませんが、その際には是非ご協力賜りますようお願いいたします。

(3) 研修単位不足またはゼロ単位の会員への取り組み

多年度にわたって不足・未取得の会員には、注意を促すなどの対応についても検討していく予定です。また、従来通り本会会館開催及び独自開催以外の研修の充実強化を図り、年間12単位の研修単位をすべての会員が取得できるよう努めます。

1. 各支部、（公社）リーガルサポート奈良支部、奈良青年司法書士会等と連携し、研修の共催をしていく。
2. 本会会館多目的ホール以外での研修会を開催する。
3. 日司連同時配信研修の開催地として応募し、リアルタイムで最新の研修を開催できるよう努める。

3. 市民支援事業

（1）法教育推進事業

平成23年4月に学習指導要領が10年ぶりに改訂され、平成24年12月に消費者教育に関する法律が施行された。このような時代背景の中で求められる法教育とは、児童・生徒・一般市民に対し、法や司法制度の役割と法律専門職についての情報を伝えるとともに、法的なものの見方や考え方、活用の仕方の基礎力を育てる教育であり、市民の司法アクセスに関して大きな役割を果たしうるものである。また、司法制度を支える我々司法書士が直接法教育活動を実施・支援することは、その専門職の存在意義と有用性についての理解を深める広報上の意味合いにおいても重要な役割も担っている。当会は、このような時代背景のもと、平成23年に法教育委員会を発足させて、法教育そのものの重要性と、司法書士が法教育活動を実施することによる制度広報上の効果の大きさを理解し、法教育活動に取り組み、支えることができる司法書士を増やすことを目指して同事業を推進させてきた。当会の法教育推進事業は、近畿圏の他会に比べれば、大きく遅れてのスタートであったが、同委員会をほぼ毎月開催させるなど、この間の活動は非常に精力的であった。当会がこれまで開催した高校生等法律講座は、非常に好評であり、一度開催した高校等から次年度等に同様の講座を再度開催するよう求められる事例が複数見られるほか、当会作成の法教育教材が近畿の他会から高い評価を得ているという事実もある。

しかしながら、当会の精力的な活動にかかわらず、当会が実施したこの間の高校生等法律講座の開催実績は、年間2～3校にとどまっている。これは、奈良県内の学校教育の中に、消費者教育を含む法教育の必要性がまだ十分に位置ついていないことによるものと思われる。したがって、県内の学校における法教育需要は、今後漸進的または急速に増加するものとみるべきである。これは、近隣他府県における法律教室開催実績が、奈良県内の実績に比べて著しく多いことを見ても、明らかであると思われる。当会としては、このような県内の法教育需要増加に備え、法教育の実践力を維持・強化するとともに、学校における法教育需要を積極的に掘り起こすことが重要となると考える。そこで具体的には、高校生を対象とした法律講座の実施実績を、増加（目標は5校）させることをめざす。それに加え、県下の中学校及び高等学校の教職員を対象とした、法教育に必要な法知識を身につけていただくための教職員向け法律講座の実施も引き続き検討していくとともに、機会をとらえて当会が提供する法律教室の有償化についても検討していく。

また、本事業が計画通りに本格的な軌道に乗れば、講師の確保が困難となることから、会員より広く講師候補者を募集し、講師名簿を整備する制度について、本年度も引き続き検討を進める。

教材については、引き続き独自の教材開発に積極的に取り組んでいくとともに、必要に応じて近司連教材バンクの利用により既存の教材を活用する。

以上のような取り組みは、現職の学校教職員等と協力して進めてこそ、より大きな発展を期待することができる。そこで、県下の学校関係者との協力関係を引き続き強めていくことも重要である。

(2) 成年後見事業

高齢化がますます進み、また、高齢者に限らず、精神・知的障がい者や未成年で後見制度を必要とする方が年々増加しています。現在の成年後見制度への法改正から10年以上が経過し、徐々に市民への周知度が増している実感がある反面、真に必要とする方へのアプローチは不十分であるとも思えます。専門職後見人を担う司法書士も、同制度の一層の普及により尽くす必要があります。

当会では、これまでも（公社）成年後見センター・リーガルサポート奈良支部と連携して、成年後見事業を開催してきましたが、本年度も同様に同制度の普及、同制度を必要とする市民の支援に繋がるように積極的に事業を展開していきたいと考えております。

(3) 自死問題等対策事業

私たち司法書士は、多重債務問題や、貧困問題、高齢者問題、病の問題等をかかえる方々からの相談や依頼を受ける中で、この問題を見過ごすことはできない立場にあります。そのような相談者・依頼者にどのように向き合うかは非常に大きな課題であります。

当会としましては、会員がこのような方々から相談や依頼を受けた際に活かしていただけるように各種研修会を開催し、関係各機関等との連携を深めることにより、より有益な情報を会員に届けられるように事業を展開させていただきます。

第3. 相談事業

(1) 定例相談会の開催

従来から開催している定例相談会を一部縮小廃止した上で開催もしくは相談員の派遣を行います。

(変更点)

- ・相談センター相談会（当番相談） 毎平日→毎週月・水・金（4月より）
- ・橿原市 第1・4水、毎週土午前及び午後→第1・4水、毎週土午後（6月より）
- ・香芝市社協 第2・4水曜→第2水（6月より）
- ・生駒市多重債務相談会 第4木→廃止

(2) 臨時相談会の開催

例年開催している下記の相談会等を各種団体の要請等必要に応じて開催もしくは相談員の派遣を行います。

- ・相続登記相談会
- ・法務局休日相談会
- ・行政評価事務所なんでも相談会
- ・司法書士の日相談会
- ・その他

(3) 司法過疎地相談会の開催

- ・南部及び東部山間地での巡回相談会を開催します。

(4) 県立図書館市民法律講座

- ・県立図書情報館での相談会に付随して、市民向け法律講座を開催します。